

この度の台風第 21 号による被害を受けられました皆様へ

このたびの平成 29 年台風第 21 号による大雨により被害を受けられました皆様方に心からお見舞い申し上げます。

当社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。

(1) 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料のお払込みについて、猶予する期間を一定期間、延長いたします。

(2) 保険金の請求手続きの簡素化

お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取り扱いをいたします。

* 災害救助法が適用されている地域は次のとおりです。 (平成 29 年 10 月 31 日現在)

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
平成 29 年 10 月 22 日	【三重県】 伊勢市 (いせし) 度会郡玉城町 (わたらいぐんたまきちょう)	平成 29 年台風第 21 号により、住家に多数の被害が生じたため、三重県は 2 市町、和歌山県は 1 市、京都府は 1 市に災害救助法の適用を決定した。 * 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号適用
平成 29 年 10 月 21 日	【和歌山県】 新宮市 (しんぐうし)	
平成 29 年 10 月 22 日	【京都府】 舞鶴市 (まいづるし)	

以上